

第一号の三書式 (第十五条関係) (平成29会計規2・追加、令2会計規7・一部改正)

歳入証明書

(何科目)

調定年月日	摘 要	徴収決定済額	納 期 日	納 付 者 (数)	備 考
		円			
	合 計				

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

職 官 氏 名

参 考

- 1 この表には、歳入証明書の対象とならない徴収決定分を含めて記入することができる。
- 2 摘要欄には、第15条第2項第1号の歳入は、区分を、同項第2号の歳入は、会計検査院が別に指定する事項を、それぞれ記入すること。
- 3 会計検査院が別に指定する歳入については、一括して記入することができる。この場合においては、納付者(数)欄には納付者数を記入すること。
- 4 備考欄には、次の表に掲げる区分に該当する場合は、当該区分に応じ、備考欄記入事項を記入すること。

区 分	備 考 欄 記 入 事 項
歳入証明書の対象とならない徴収決定分を含めて記入した場合	1 歳入証明書の対象となるものとならないものとの区別の表示 2 歳入証明書の対象となるものの合計額
分割納付債権の2回目以降の徴収決定に係る歳入	1 当初の徴収決定年月日

分割納付債権に係る延納利子収入（当該延納利子が付される債権と同時に徴収決定をした初回分を除く。）	2 当該債権全体の給納付回数及び今回の納付回数
貸付料債権等の2回目以降の徴収決定に係る歳入	当該延納利子収入が付される債権に係る当初の徴収決定年月日 当初の徴収決定年月日